

三春町公告第14号

下記の森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和7年10月1日

三春町長 坂本 浩之

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在	林班	地目	面積 ha	経営管理権 の存続期間	備考
集1-1	大字平沢字札場107-1	4	山林	0.69 (0.61)	2025.10.1 ～2033.9.30	
集1-2	大字平沢字札場103-1	4	山林	0.3 (0.07)	2025.10.1 ～2033.9.30	
	大字平沢字札場109-1	4	山林	0.42 (0.31)	2025.10.1 ～2033.9.30	
	大字平沢字札場110-1	4	山林	2.93 (2.88)	2025.10.1 ～2033.9.30	
集1-3	大字平沢字谷戸432	4	山林	0.21 (0.19)	2025.10.1 ～2033.9.30	

2 縦覧場所 三春町ホームページ

3 本公告により、三春町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。